

## 8. 遺族・相続人による請求について

### 「退会届兼退職給付金請求書」（様式第6号）の記入について

- ・請求欄の受取者区分については、下記のとおりです。
  - ・相続人 = 退職後に亡くなられた場合
  - ・遺族 = 在職中に亡くなった場合
- ・相続人や遺族の方が請求される場合、請求される方の性別、続柄、生年月日もこ記入ください。

#### 注意！

- ・退職給付金の請求者が、遺族の場合、「退会届兼退職給付金請求書」（様式第6号）と死亡診断書等の添付書類のほか、戸籍（除籍）謄本等として、次に例示する添付書類が必要になります。
- ・受給権者については、優先順位がありますので、注意してください。
- ・同順位の遺族が2人以上あるときは、同順位の遺族の中から代表者を定めて、請求していただきます。

【例】 次に例示する書類をご用意ください。

| 順位 | 受給権者                        |        | 別途必要な添付書類  |
|----|-----------------------------|--------|--|
| 1  | 配偶者                         |        | 戸籍（除籍）謄本   |
|    | 届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者 |        | ①事実上婚姻関係と同様の事情にあった事実を明らかにすることができる書類<br>②その者より先順位の遺族がないことを明らかにすることができる書類。   |
| 2  | 生計維持関係あり                    | 子      | ①その者より先順位の遺族がないことを明らかにすることができる書類。<br>②会員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたことを明らかにすることができる書類<br>③退職給付金の給付を受けるべき遺族に同順位者が2名以上あるときは、退職給付金の正当請求人であることを証する書類 |
| 3  |                             | 父母     |  |
| 4  |                             | 孫      |  |
| 5  |                             | 祖父母    |  |
| 6  |                             | 兄弟姉妹   |  |
| 7  |                             | その他の親族 |  |
| 8  | 生計維持関係なし                    | 子      | ①その者より先順位の遺族がないことを明らかにすることができる書類。<br>②退職給付金の給付を受けるべき遺族に同順位者が2名以上あるときは、退職給付金の正当請求人であることを証する書類   |
| 9  |                             | 父母     |  |
| 10 |                             | 孫      |  |
| 11 |                             | 祖父母    |  |
| 12 |                             | 兄弟姉妹   |  |